

原告158

1 認定事実

原告158は、昭和27年に広島県三原市（現在の地名）で出生し、原告解放同盟広島県連合会副委員長を務めている。

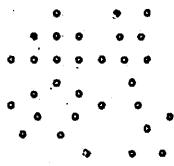
原告158の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告158は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

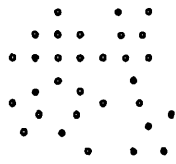
（甲344，345）

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告158は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙556，659）によれば、原告158が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告158の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「広島県」の欄の公表により、原告158のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告158は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)，(2)の違法なプライバシー侵害により、原告158の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告158が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万50



00円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告159

1 認定事実

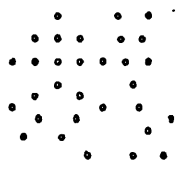
原告159は、昭和26年に広島県庄原市で出生した。

原告159は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲342)

2 判断

- (1) 原告159の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告159は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙551, 660)によれば、原告159が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告159の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告159が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告160

1 認定事実

原告160は、昭和27年に広島県福山市（現在の地名）で出生した。

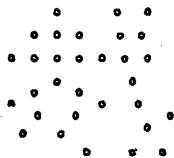
原告160の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

原告160は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

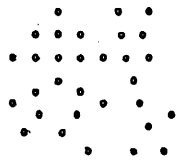
（甲253，344）

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告160は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙472）によれば、原告160が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告160の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「広島県」の欄の公表により、原告160のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告160は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告160の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告160が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万50



00円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告161

1 認定事実

原告161は、昭和29年に広島県にて出生し、現在は原告解放同盟広島県連合会県委員などを務めている。

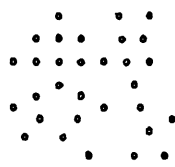
原告161の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

原告161は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（合併前の名称）及び電話番号を掲載された。

(甲343, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告161は、その現住所及び現本籍が本件地域にあるので、本件地域一覧の「広島県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告161は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（住所は合併前の名称で記載されているものの、町以下の記載が同一であって、同一性は明らかであるから、上記の認定判断を左右するものではない。）。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告161の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、4万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は4000円と認めるのが相当である。



原告162

1 認定事実

原告162は、昭和24年に広島県で出生し、現在、地方議会議員、原告解放同盟広島県連合会書記長などを務めている。

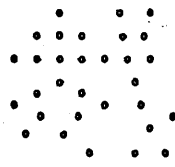
原告162の前住所は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告162は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び議員であることを掲載された。

(甲143, 344)

2 判断

- (1) 原告162の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告162は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、証拠（乙340）によれば、原告162の所属する政党のホームページ上に原告162が原告解放同盟広島県連合会書記長であることが掲載されていたと認められ、この掲載は原告162の意思に基づくものと推認される。そうすると、この点が本件人物一覧で公開されたことにより、原告162のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告162の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



原告163

1 認定事実

原告163は、福井県で出生し、現在は原告解放同盟広島県連合会副委員長を務めている。

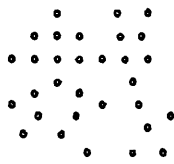
原告163の前住所は、本件地域一覧の広島県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告163は、本件人物一覧の「部落解放同盟広島県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲254, 344)

2 判断

- (1) 原告163の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表よりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告163は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙472, 551, 660)によれば、原告163が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告163の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告163が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告164

1 認定事実

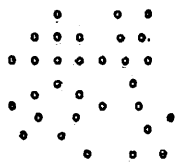
原告164は、昭和53年に愛媛県宇和島市にて出生し、現在は原告解放同盟山口県連合会書記長などを務めている。

原告164の現本籍は、本件地域一覧の愛媛県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

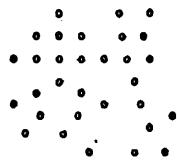
(甲91, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告164は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙148, 212, 750)によれば、原告164が原告解放同盟に所属していることを明らかにして、講演活動を行うなどしたことがインターネット上に掲載されていることが認められるが、上記の掲載がいずれも本件地域一覧が公表された後のことであることをおくとしても、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告164の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「愛媛県」の欄の公表により、原告164のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告164は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告164の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告164が原告解放同盟に所属していることが本件口頭弁論終結時点でインターネット上に掲載されていたことも考慮



すると1万円とするのが相当である。そして、これと相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認める。



原告165

1 認定事実

承継前原告165は、昭和27年に香川県で出生し、平成29年4月4日に死亡した。原告165は、原告165の配偶者であり、相続によって、承継前原告165の本件訴訟に関する損害賠償請求権を取得し、訴訟を承継した。

承継前原告165の現本籍は、本件地域一覧の香川県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

承継前原告165は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号及び生年を掲載された。

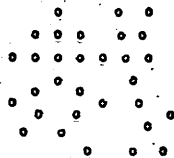
(甲255, 344)

2 判断

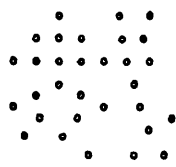
(1) 上記認定によれば、承継前原告165は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙473, 489, 490)によれば、原告165は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告165の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「香川県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告165は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告165の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告165が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告166

1 認定事実

原告166は、昭和43年に香川県で出生した。

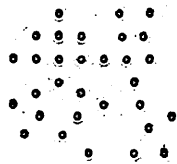
原告166の現住所は、本件地域一覧の香川県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告166の夫は、本件人物一覧の「部落解放同盟香川県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所を掲載された。

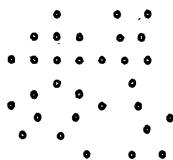
(甲256, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告166は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙474)によれば、原告166が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告166の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「香川県」の欄の公表により、原告166のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告166は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張しておらず、上記認定の事実によっても、本件人物一覧の公開により、そのプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告166の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告166が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1



000円と認めるのが相当である。



原告167

1 認定事実

原告167は、昭和21年に鹿児島県で出生した。

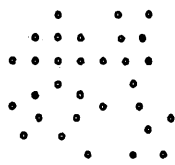
原告167の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の香川県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告167の夫は、本件人物一覧の「部落解放同盟香川県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲257, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告167は、その現住所及び現本籍が本件地域にあるので、本件地域一覧の「香川県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告167は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張しておらず、上記認定の事実によっても、本件人物一覧の公開によりそのプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告167の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



原告168

1 認定事実

原告168は、昭和28年に愛媛県松山市（現在の地名）で出生し、現在は原告解放同盟愛媛県連合会委員長を務めている。

原告168の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の愛媛県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告168は、本件人物一覧の「部落解放同盟愛媛県連合会役員」の欄に「氏名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

（甲258，344）

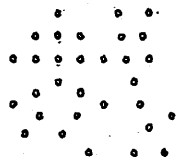
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告168は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

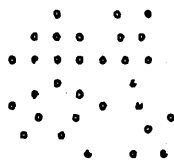
他方、証拠（乙475）によれば、原告168は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、特定の学会の機関紙における活動報告の過程で紹介されたにとどまるなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告168の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「愛媛県」の欄の公表により、原告168のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告168は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していること及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告168の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告168が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告169

1 認定事実

原告169は、昭和28年に高知県で出生した。

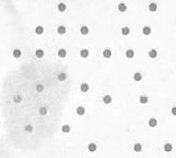
原告169の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の高知県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告169は、本件人物一覧の「部落解放同盟高知県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲259, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告169は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙47.6)によれば、原告169が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、第三者が開設するブログの特定の日に掲載されたものであることなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告169の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「高知県」の欄の公表により、原告169のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告169は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告169の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告169が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用



は3000円と認めるのが相当である。